

全国ラウンドアバウト普及促進協議会 規約

(名称)

第1条 本会は「全国ラウンドアバウト普及促進協議会(以下、「協議会」という)」と称する。

(目的)

第2条 協議会は、ラウンドアバウト(環状交差点)の適正な普及促進を行うため、積極的に情報交換・情報発信を行い、国をはじめ関係機関へ財源の確保や技術的支援等を求めるとともに、ラウンドアバウトの有効性の発信を行うことを目的とする。

(活動内容)

第3条 協議会の次の事項を活動内容とする。

- (1)ラウンドアバウトに関する整備事例、課題、効果の共有
- (2)ラウンドアバウトの有効性の発信
- (3)ラウンドアバウト整備に必要な予算の確保に向けた要望活動
- (4)その他、協議会の目的達成に必要な事項

(会員)

第4条 協議会は、第2条の目的に賛同し、所定の入会申込書を事務局に提出し、第14条第1号に示す役員会により入会が承認された会員により構成する。

2 会員は、次の二種とし、役員会の承認を得た地方公共団体とする。

- (1)正会員 市区町村の首長をもって正会員とする。
- (2)参与会員 都道府県の担当部局等の長をもって参与会員とする。

(会員の退会)

第5条 会員は、事前通知にて自主的に退会することができる。

2 前項に加え、次の場合、第14条第2号に示す役員会により退会の判断が行われた会員を退会させることができる。

- (1)事務局から連絡が取ることができなくなったとき
- (2)協議会の趣旨にふさわしくない行為を行ったと役員会が合理的に判断し、かつ役員のうち3分の2以上が当該会員の退会に同意したとき

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1)会長 1 名
- (2)副会長 3 名
- (3)理事 若干名
- (4)監事 1 名

2 役員は、総会において選任する。この場合において、会長、副会長及び監事は正会員から選任するものとし、理事は正会員及び参与会員から選任するものとする。

(役員の職務及び任期)

第7条 会長は協議会を代表するとともに、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、この協議会の事業に参画し、これを推進する。
- 4 監事は、この協議会の業務及び会計を監査する。
- 5 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(顧問)

第8条 協議会は、顧問を置くことができる。顧問は、会長が総会に諮って委嘱する。

- 2 顧問の任期は1年とし、再任を妨げない。

(総会)

第9条 協議会の最高決定機関として、総会を置く。

(総会の開催及び召集)

第10条 総会は原則として年1回開催する。ただし、役員会の議決または、会員現在数の3分の1以上から請求がなされた場合は、速やかに総会を召集する。

- 2 総会は会長が召集し、会長が議長を務めるものとする。
- 3 総会には会長が認めた者をオブザーバーとしての出席を求めることができるものとする。

(総会の成立)

第11条 総会は、会員の過半数の出席により成立する。

(総会の議決)

第12条 総会の議事は、出席している会員の過半数をもってこれを議決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。

- 2 総会に出席することのできない会員は、議決を委任することができる。この場合、前条及び前項の適用については、提出された委任状をもって出席したものとみなす。
- 3 会議の招集が適当でないと判断する場合は、会議に代えて、可否の表示を記した書面の提出を求めることで議事を決することができるものとする。この場合において、前条及び第1項の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。
- 4 総会は、次に掲げる事項を議決するものとする。
 - (1)役員及び顧問の選出
 - (2)規約の改正
 - (3)本会の解散の決定
 - (4)予算及び決算
 - (5)その他本会の運営上重要な事項
- 5 総会は全て事務局で議事録を作成し、会員に報告する。

(役員会)

第13条 協議会に役員会を置き、必要に応じて会長が召集し運営する。

- 2 役員会は役員及び顧問により構成する。
- 3 役員会の議長は会長とする。
- 4 役員会には会長が認めた者をオブザーバーとしての出席を求めることができるものとする。
- 5 会議の招集が適当でないと判断する場合は、会議に代えて、可否の表示を記した書面の提出を求めることで審議を決することができるものとする。

(役員会の職務)

第14条 役員会は次の事項を審議決定する。

- (1)新規会員の入会の承認
- (2)会員の退会
- (3)総会の計画
- (4)総会の議決事項を実施するために必要な具体的事項
- (5)本会の運営上、会長が緊急に決定を要すると認める事項
- (6)その他、会長が本会の事業に関し必要と認める事項

(幹事会)

第15条 役員会の事務を処理するため、幹事会を置き、必要に応じて幹事長が召集し、運営する。

- 2 幹事会は、役員の属する地方公共団体で構成する。
- 3 幹事長は、会長の属する地方公共団体のうちから、会長が指名するものとする。

(会議の開催)

第16条 総会、役員会、幹事会は、WEB会議システム等を用いて開催することができるものとする。

(経費)

第17条 協議会の運営に要する経費は、会費、その他の収入をもってこれに充てる。

- 2 前項に規定する会費は年額30,000円とし、毎年会員が納入する。

(事務局)

第18条 協議会全般の事務を処理のため、会長の属する地方公共団体に事務局を置く。

(研修会実行委員会)

第19条 協議会は、第3条第1号及び第2号に規定する活動を行うための研修会(以下、「研修会」という)の企画、開催及び運営に必要な事務を円滑に行うため、研修会実行委員会を設置することができる。

- 2 前項の研修会に関する会計は、協議会の会計とは別に処理することができるものとする。
- 3 協議会は、前項の規定により別に処理することとした研修会の会計について必要に応じ監査を行うものとする。

(会計年度)

第20条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第21条 本規約に定めるものの他、本会の運営に必要な事項は役員会において定める。

附則

この規約は、平成26年9月26日から施行する。

附則(平成27年5月11日改正)

この規約は、平成27年5月11日から施行する。

附則(令和7年7月1日改正)

この規約は、令和7年7月1日から施行する。

附則(令和8年6月4日改正)

この規約は、令和8年6月4日から施行する。